

マ ラ ヤ 北 西 部 の 稲 作 農 村¹⁾

—— 農 地 所 有 の 零 細 化 に つ い て ——

口	羽	益	生
坪	内	良	博
前	田	成	文

A Padi Farming Village in the Northwestern Part of Malaya Interim Report

—— The Fragmentation of Landholding ——

by

Masuo Kuchiba, Yoshihiro Tsubouchi and Narifumi Maeda

This paper is a partial result of the sociological and anthropological fieldwork held in a village of Malaya during the period from July to December in 1964. Although the rural poverty and indebtedness, especially of the Malay peasants, are considered a serious problem in Malaya today, their actual conditions are not well known. This paper is an attempt to clarify these respects by analyzing such problems as land tenure, the pattern of landlord and tenant relationship, income of Malay farming households, peasant credit system and the inheritance pattern in the village concerned.

The village, located in the “rice bowl” in the state of Kedah, has 287 households: 208 Malay households, 75 Chinese households and 4 Indian households. The large number of Chinese households in the village is due to the fact that the local trading center of the *mukim* (sub-district) is in this village. 135 out of the total Malay households are engaged in padi farming, but the households owning padi farms are only 75 in number. The average size of farms cultivated by the farming households is 6.5 small *relong* (about 4.4 acres). And it is very interesting that most tenants cultivating small areas rent the padi farms from their parents. Compared to the intensive farming in Japan, the average area of padi farm cultivated by a household and the average yield of padi per acre are not so small as might be supposed. The users of chemical fertilizers are rapidly increasing in number and the employment of farm labour is unexpectedly high, because of the comparatively large area under cultivation.

However the problem of the lower income of Malay peasants lies in the fact that the price of padi is, comparatively speaking, very low. Those farming households cultivating padi farms under 6 small *relong* in area are almost all indebted to the

1) この報告は、マレーシア地域研究計画の一部として、1964年6月よりマラヤにおいて行われた社会学的・人類学的調査結果の一部である。調査班長棚瀬襄爾博士は、12月10日、帰国後調査の整理をわれわれの手に残して急逝された。謹んで哀悼の意を捧げます。4月10日記。

Chinese merchants in the village by *padi timor* (*padi kuncha*). In order to avoid becoming indebted, a farming household has to cultivate a minimum padi farm over 7 *relong*.

For the poor peasants there is almost no possibility to purchase and rent farms in the village. The government's policy to aid these peasants has not been effectively brought into operation. Besides, the inheritance patterns, *adat* or *sharia*, in the village are further accelerating the fragmentation of the landholding of the peasants.

1 問題の所在

新興国マレーシア連邦は、文字通りの多民族国家である。総人口（表1）の46.2%はマレー人を主とする土着民、42.2%は中国人、9.4%はインド・パキスタン人である。土着民と中国人の人口の割合には余り差はないが、サバとサラワクの土着民の内、非マレー人人口（Sea Dayaks, Land Dayaks, Kadazans, Bajaus, Muruts, Kedayans など）を土着民の総人口から除けば、マレー人の総人口（407.8万人）は、中国人の総人口（430万人）より下回る程である。

しかし、各民族の割合は地域によってかなり異なっている。マラヤ（マレー半島）では、土着民の殆んどがマレー人であり、マラヤの全人口の約50%を占め、中国人は37%、インド・パキスタン人11%である。シンガポールでは、圧倒的に中国人が多く、全人口の75%を占め、マレー人は14%、インド人は8.3%である。サバとサラワクにおいても、中国人人口の比率は少なくなく、それぞれ23%と31%である。マレーシア全体についていうならば、中国人は主に都市か村落の開発された地域に多く、インド・パキスタン人は、都市住民かゴム園労働者であるに対し、マレー人は都市近辺の村落（*kampong*）に、他の土着民は、未開発地域に多い。

このような多民族国家 マレーシア連邦における一つの重要な問題は、マレー人が政治的優位を占めながら、大多数のマレー人が経済的水準の低い村落地域の居住者であるという点にある。本論では、マラヤにおけるマレー人稲作農民が主題となるが、最初に、マラヤの村落に居住するマレー人は、どのような状態に置かれ、どのような問題に直面しているかを、巨視的な

表 1 マレーシアの人口 1961年

百万単位

	マラヤ	シンガ ポール	サラワク	サバ	計	%
土 着 民	3.62	0.24	0.53	0.32	4.71	46.2%
中 国 人	2.67	1.28	0.24	0.11	4.30	42.2%
インド・パキスタン人	0.81	0.14	—	—	0.95	9.4%
そ の 他	0.13	0.04	0.008	0.045	0.22	2.2%
計	7.23	1.70	0.780	0.475	10.18	100.0%
%	70.9%	16.7%	7.7%	4.7%	100.0%	

(Official Year Book of Malaysia 1963. K. L., 1964, pp. 11~12)

観点より指摘しておこう。

マラヤにおける非マレー人人口の比率が高いのは、英国の植民地時代に、ゴム栽培と錫の開発のため、人口過剰の中国とインドから労働者がマラヤに導入されたことに起因する。ゴムと錫は、現在でも、マラヤの重要な輸出品目であり、1962年の輸出総額のそれぞれ52.1%と23.6%を占めている。²⁾ 人造ゴムの出現は、今日マラヤの天然ゴムにとって、一つの脅威となりつつあるが、それでもなお、ゴムはマラヤで最も収益の多い産物である。

一般的に言って、マラヤの経済で、ゴム栽培をも含めた農業の占める地位は卓越しており、マラヤの総労働人口の54% (1957) は、農業従事者である。³⁾ 農業の内では、収益と耕作面積の点から、ゴムが最も重要な作物であり、ゴム園は全耕地面積 (1960) の64% (344.2万 acres) を占めている。これに反し、マラヤの殆んどの住民の主食である米の作付面積の割合は、全耕地のわずか17% (94.1万 acres) に過ぎない。⁴⁾ 米の需要の約33%は外国からの輸入によってまかなわれている。⁵⁾ 連邦政府は、米の自給自足のため、生産量を高めようと稲の品種改良や単作地帯の二毛作地帯化のための灌漑水路の整備に力を入れているが、未だ充分の効果を挙げていない。

マラヤの主産業は、ゴム栽培、稲作、錫鉱であるが、これら主産業に従事している労働人口の民族別割合 (表2) を眺めると、興味深い問題が生ずる。マレー人には、稲作とゴム栽培の従事者の割合が多く、全マレー人労働人口の52.6%を占めている。中国人とインド人の場合には、ゴム栽培と錫鉱の従事者の割合が多い。しかも、稲作従事者の圧倒的大多数は、マレー人である。1957年の人口統計 (表3) によれば、全村落居住人口の約70%は、マレー人であるが、その大部分が稲作農民かゴム栽培の従事者なのである。

問題は、このようなマレー人農民の経済生活の水準が低い点にある。稲作の経営規模に関する民族別統計はないが、マラヤの稲作全体についてみると (1960年農業センサス)、経営規模 10 acres (約 14 relong) 以下の農家は、全体の97%、5 acres (約 7 relong) 以下は78%、

表2 マラヤにおける産業人口 (抄) 1957

単位千人

産 業	総 数 (%)	マレーシア人 (土着民) (%)	中 国 人 (%)	イ ン ド 人 (%)
全 産 業	2,164 (100.0)	1,023 (100.0)	771 (100.0)	312 (100.0)
稲 作	398 (13.7)	381 (37.2)	9 (1.2)	0.5 (0.2)
ゴ ム 栽 培	614 (28.3)	260 (25.4)	200 (25.9)	150 (48.0)
錫 鉱 業	50 (2.3)	7 (0.7)	36 (4.7)	5 (1.6)

(1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 14 より抄出)

- 2) *Official Year Book of Malaysia* 1963. K. L.: Govt. Printer, 1964, p. 522.
- 3) *Federation of Malaya: 1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 14*. K. L.: Dept. of Statistics, 1960, Table 14.
- 4) Ooi Jin Bee: *Land, People and Economy in Malaya*. London: Longmans, 1964, p. 224.
- 5) *Official Year Book of Malaysia* 1963. K. L.: Govt. Printer, 1964, p. 519.

マラヤ北西部の稲作農村

表 3 マラヤにおける村落居住人口 1947, 1957 単位千人

	1947	1957
全村落居住人口	3,607	3,611
マレー人	2,153	2,521
非マレー人	1,454	1,090

E. K. Fisk: "Features of the Rural Economy," (J. H. Silcock & E. K. Fisk ed. *The Political Economy of Independent Malaya*, 1963, p. 165.)

3 acres (約 4.3 relong) 以下は 54% である。⁶⁾ 稲の単作地域では、経営規模が大体 5 acres もあれば、後述するように村落生活において不足のない程度の収益はあるが、3 acres では不十分である。その上、マラヤでは、小作経営農家が農家総数の 46% を占めている。⁷⁾ このようなマレー人稲作農民の零細性に関する詳細な調査報告は、殆んどないが、⁸⁾ マレー人農民の経済生活の低水準は、1957—58年に行なわれた家計調査(表 4)によっても明白である。都市、村落に居住するマレー人、中国人、インド人の内、最も収入の低いのは、村落居住のマレー人である。

表 4 マラヤ連邦における民族別世帯収入の分布 1957—58

月 収 入	村 マレー人 世 帯	都 市 マレー人 世 帯	村 中 国 世 帯	都 市 中 国 人 帯	村 イ ン ド 人 世 帯	都 市 イ ン ド 人 世 帯
M\$ 25未満	1.3	0.5	0.5	0.5	0.3	1.0
M\$ 25 ~ 50	7.7	1.5	0.5	1.0	0.7	2.5
M\$ 50 ~ 75	15.0	2.8	2.0	2.5	2.0	4.5
M\$ 75 ~ 100	20.0	5.2	4.0	4.0	4.0	10.0
M\$ 100 ~ 125	20.0	10.0	7.0	8.0	11.0	15.0
M\$ 125 ~ 150	11.0	13.0	9.5	8.5	11.5	12.0
M\$ 150 ~ 175	7.5	11.0	9.5	9.5	11.5	9.5
M\$ 175 ~ 200	4.8	9.0	10.0	8.0	13.3	6.3
M\$ 200 ~ 225	4.5	8.0	11.0	8.0	11.7	6.2
M\$ 225 ~ 250	2.7	7.0	6.3	6.0	8.8	4.5
M\$ 250 ~ 275	1.5	5.3	6.2	5.0	5.7	3.5
M\$ 275 ~ 300	1.0	4.7	5.5	5.0	4.5	3.0
M\$ 300 ~	3.0	22.0	28.0	34.0	15.0	22.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Household Budget Survey of the Federation of Malaya 1957-58, p. 39.

- 6) 耕地面積の単位としての relong に大 relong と小 relong がある。Kedah 州の Gunong Jurai 以北は小 relong (0.7111 acres) が、南部は大 relong (1.3225 acres) が用いられている。Padang Lalang 村では小 relong が使われている。
- 7) 築林昭明:「マラヤにおける小農経営の実態」『東南アジア研究』2巻3号, 1965, p. 21.
- 8) マレー人稲作農民の農業経営の実態に関する唯一の報告書は、T. B. Wilson: *The Economics of Padi Production in North Malaya (Part I), Land Tenure, Rents, Land Use and Fragmentation*. Federation of Malaya: Dept. of Agriculture, 1958.

しばしば指摘されることであるが、マレー人農民の貧困は、人口の急増、地代・小作料の上昇、マレー人の相続形態、農外収入の少ないこと、零細な経営規模、潜在失業者の多いことなどによるといわれている。⁹⁾ しかし、このような事実が、具体的にどのような形で村落に見出されるかは、殆んど知られていない。以下の報告は、この点に照明を当てた一村落の調査結果の一部である。この調査は、1964年7月末より12月末にかけて、Kedah 州の稲作農村 Kampung Padang Lalang において行なわれた社会学的、人類学的調査であるが、以下では、特に農地の所有状況、地主・小作関係の形態、農家収入と金融、農地の零細化と相続に分析の焦点を置いている。

2 Padang Lalang 村の概況

マラヤの北西部 Kedah 州は、生態学的に三つの地域、すなわち稲作水田地域、森林地域とゴム園地域に区分できる。海岸沿いに南北に広がる Kedah 平原は、マラヤの穀倉地帯ともいわれる水稻の単作地帯であり、稲の作付面積の31%が、この地にあるとさえいわれている。川や水路沿いにココやし、バナナ、ニッパやしやパンダヌスなどの樹木によって覆われて点在するマレー人村落 (kampung) を除けば、水田ばかりのところである。Kedah 州北部のタイ国との国境や東部の Perak 州との州境に近いところは、森林地帯であり、南部に移行するにつれて、ゴム園が多くなる。

Padang Lalang 村は Kedah 州の首府 Alor Star から北西に5マイルばかり離れた稲作地帯のほぼ中央部にある。この村は、九カ村から構成される Padang Lalang 区 (mukim) の中央部にあつて、local trading center となっているため、必ずしも典型的なマレー人の稲作農村とはいえない。村内の総世帯数 287 の民族別内訳は、マレー人世帯 208 (72.5%)、中国人世帯 75 (26.1%)、インド・パキスタン人世帯 4 (1.4%) である。マレー人の大部分は農民であるが、中国人には、小売店主や賃金労働者が多い (表 5; 6; 7; 8)。

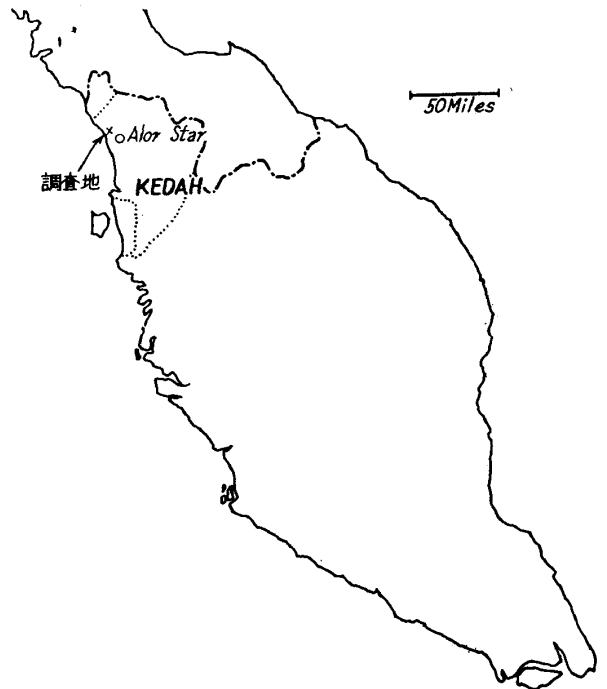


図1 調査地点 Padang Lalang 村

9) Ginsberg, N. & C. F. Roberts: *Malaya*. Seattle: Univ. of Washington Press, 1958, p. 385; Ooi Jin-Bee: op. cit., pp. 236-5; Jacoby, Erich H.: *Agrarian Unrest in Southeast Asia*. London: Asia Publishing House, 1961, pp. 123-127; Puthuchelary, J. J.: *Ownership and Control in the Malayan Economy*. S'pore: Eastern Univ. Press, 1960, pp. 5-18.

マラヤ北西部の稲作農村

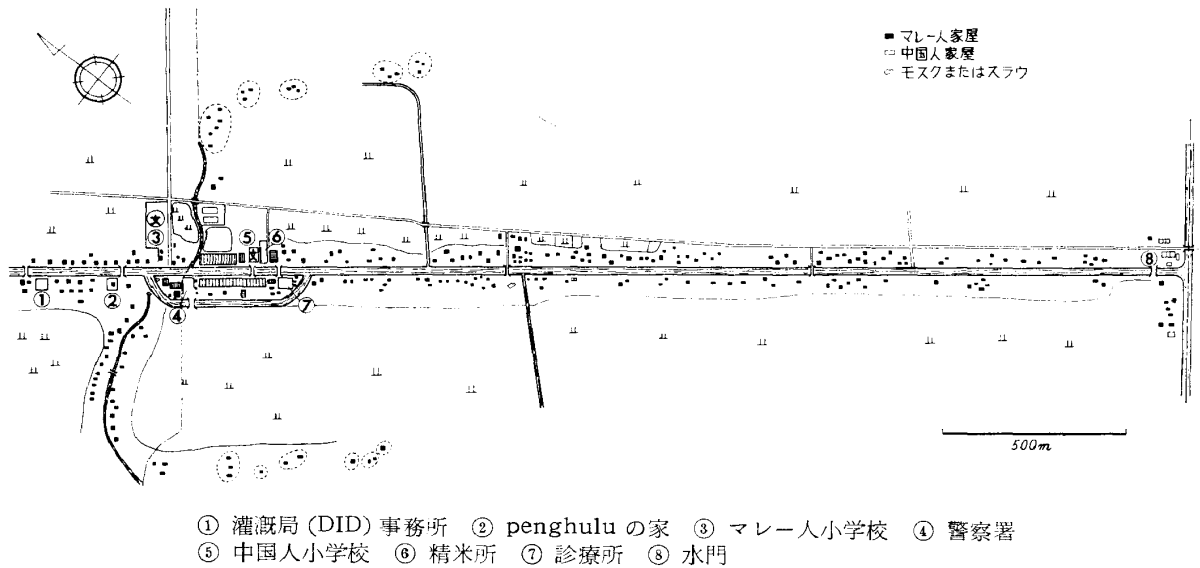


図 2 Padang Lalang 村略図

中国人が多いのは、この村に商店が集中しているためであり、周辺村落の中国人人口はずっと少なくなる。村内の総人口は、1,546人、その内訳は、マレー人986(63.8%)、中国人546(35.3%)、インド・パキスタン人14 (0.9%) である (表 9 ; 10)。¹⁰⁾

しかし、同じ村に居住しているとはいえ、マレー人と中国人の生活様式は際立って異なる。マレー人農民は、南東から北西へと、村の中央部を貫流している Alor Janggus 川沿いに点在する高床家屋に住み、中国人の家屋は床がセメントや土のたたきで作られた平屋で、村の北西端の川沿いに密集している。宗教もマレー人がイスラム教徒であるに対し、中国人は主として道教の神がみを信仰している。言語も、中国人はマレー語を解するが、マレー人は中国語を話さず、村の大部分の中国人は福建人であるため、¹¹⁾中国人のあいだの日常の言語は福建語である。

表 5 マレー人世帯の職業構成 (Padang Lalang 村)

1964.10

職 業	実 数 (%)	職 業	実 数 (%)
農 耕 作 地 主	135 (64.8)	警 察 官	7 (3.4)
非 農 業 勞 働	6 (2.9)	官 吏	2 (1.0)
雑 行 商	25 (12.0)	D I D 人 夫	1 (0.5)
魚 下 男	3 (1.4)	ホスピタル・アシスタント	1 (0.5)
大 店 経 営	5 (2.4)	助 産 婦	1 (0.5)
精 米 所 人 夫	1 (0.5)	無 職	10 (4.8)
年 金	5 (2.4)	不 明	1 (0.5)
	3 (1.4)		
	1 (0.5)		
	1 (0.5)	計	208(100.0)

10) 村内の民族別世帯数と人口は、中国人の場合のみ、後述する理由により隣接村 Kubang Siam に居住する中国人をも含めている。従って、上記の世帯数と人口は、厳密な意味での村内世帯数・人口ではない。

11) 福建人63世帯、広東人8世帯、潮州人3世帯、不明1世帯。

表 6 中国人家族扶養者の職業

職 業	実 数	(%)
農 夫	6	(8.0)
商 店 主	31	(41.3)
理 髪 店 主	1	(1.3)
精 米 所 経 営 者	3	(4.0)
賃 金 労 働 者(常雇い)	26	(34.7)
賃 金 労 働 者(日雇い)	5	(6.7)
自 動 車 運 転 手	2	(2.7)
無 職	1	(1.3)
計	75	(100.0)

(註) 隣接する Kubang Siam 地域居住者を含む。

表 7 マレー人職業 (Padang Lalang 村) 14才以上の者について 1964.10

職 業	性 別	男 (%)	女 (%)
農 夫		157 (55.2)	153 (52.2)
非 耕 作 地 主		— (—)	2 (0.7)
農 業 労 働 者		12 (4.2)	24 (8.2)
商 店 主		6 (2.1)	1 (0.3)
理 髪 店 主		2 (0.7)	— (—)
店 員		2 (0.7)	— (—)
行 商 人		10 (3.5)	— (—)
請 負 師		1 (0.4)	— (—)
警 察 官		7 (2.5)	— (—)
小 学 校 教 師		3 (1.1)	2 (0.7)
成 人 学 校 教 師		1 (0.4)	— (—)
官 吏		2 (0.7)	— (—)
ホスピタル・アシスタント		1 (0.4)	— (—)
助 産 婦		— (—)	1 (0.3)
D. I. D. 人 夫		3 (1.1)	— (—)
精 米 所 人 夫		3 (1.1)	— (—)
大 工		5 (1.8)	— (—)
日 雇 労 働 者		16 (5.7)	4 (1.4)
下 男 (女)		1 (0.4)	1 (0.3)
兵 隊		2 (0.7)	— (—)
家 事		— (—)	51 (17.3)
イ ス ラ ム 塾 々 生		4 (1.4)	6 (2.0)
就 学(小 学 校)		4 (1.4)	2 (0.7)
〃 (中 学 校)		9 (3.2)	1 (0.3)
〃 (アラビック・スクール)		7 (2.5)	2 (0.7)
無 職		25 (8.8)	43 (14.6)
不 明		—	1 (0.3)
計		283 (100.0)	294 (100.0)

マラヤ北西部の稲作農村

表 8 中国人職業 14 才以上の者について

1964.10

職 業	性 別	男 (%)		女 (%)	
		男 (%)		女 (%)	
農 夫		9	(5.8)	1	(0.7)
商 店 主		31	(19.9)	2	(1.3)
商店家族従業員		11	(7.1)	8	(5.3)
仲 買 人		1	(0.6)	—	(—)
精米所経営者		2	(1.3)	3	(2.0)
賃金労働者(常雇)		52	(33.3)	3	(2.0)
賃金労働者(口雇)		8	(5.1)	2	(1.3)
自動車運転手		2	(1.3)	—	(—)
家事		—	(—)	69	(45.3)
就 学(小 学 校)		2	(1.3)	—	(—)
〃 (中 学 校)		23	(14.7)	5	(3.3)
無 職		15	(9.6)	59	(38.8)
計		156 (100.0)		152 (100.0)	

(註) 隣接する Kubang Siam 地域居住者を含む

表 9 マレー人性年令別人口 (Padang Lalang 村)

1964. 10

年 令	性 別	実 数			% 女		
		男	女	計	男	女	計
0 ～ 4		52	75	127	10.7	15.0	12.9
5 ～ 9		86	77	163	17.6	15.4	16.5
10 ～ 14		80	64	144	16.5	12.8	14.6
15 ～ 19		44	50	94	9.1	10.0	9.5
20 ～ 24		29	34	63	6.0	6.8	6.4
25 ～ 29		29	30	59	6.0	6.0	6.0
30 ～ 34		32	39	71	6.6	7.8	7.2
35 ～ 39		33	23	56	6.8	4.6	5.7
40 ～ 44		20	21	41	4.1	4.2	4.2
45 ～ 49		12	15	27	2.5	3.0	2.7
50 ～ 54		18	21	39	3.7	4.2	4.0
55 ～ 59		12	12	24	2.5	2.4	2.4
60 ～ 64		20	19	39	4.1	3.8	4.0
65 ～ 69		3	3	6	0.6	0.6	0.6
70 ～ 74		6	6	12	1.2	1.2	1.2
75 ～ 79		2	3	5	0.8	0.6	0.5
80 ～ 84		4	2	6	0.4	0.4	0.6
85 ～ 89		—	—	—	—	—	—
90 ～ 94		3	—	3	0.6	—	0.3
95 ～ 99		1	4	5	0.2	0.8	0.5
不 明		—	2	2	—	0.4	0.2
計		486	500	986	100.0	100.0	100.0

表 10 中国人性年令別人口

1964.10

年 令	性 別	実 数			%		
		男	女	計	男	女	計
0 ～ 4		38	33	71	13.6	12.4	13.0
5 ～ 9		48	54	102	17.2	20.1	19.0
10 ～ 14		47	33	80	16.8	12.4	14.7
15 ～ 19		33	30	63	11.8	11.2	11.5
20 ～ 24		20	20	40	7.2	7.5	7.3
25 ～ 29		14	19	33	5.0	7.1	6.0
30 ～ 34		20	15	35	7.2	5.6	6.4
35 ～ 39		9	12	21	3.2	4.5	3.8
40 ～ 44		6	9	15	2.2	3.4	2.7
45 ～ 49		8	11	19	2.9	4.1	3.5
50 ～ 54		10	8	18	3.6	3.0	3.3
55 ～ 59		7	8	15	2.5	3.0	2.7
60 ～ 64		4	5	9	1.4	1.9	1.6
65 ～ 69		7	5	12	2.5	1.9	2.2
70 ～ 74		3	0	3	1.1	—	0.5
75 ～ 79		4	5	9	1.4	1.9	1.6
80 ～ 84		1	—	1	0.4	—	0.2
85 ～ 89		—	—	—	—	—	—
90 ～ 94		—	—	—	—	—	—
計		279	267	546	100.0	100.0	100.0

(註) 隣接する Kubang Siam 地域居住者を含む

中国人の居住地域は、区 (mukim) の中心地となっており、Alor Janggus と呼ばれていて、そこには警察署、診療所、マレー人国民学校 (sekolah kebangsaan)、中国人小学校と中国人の経営する精米所や隣村をも含む約100軒の家に電気を供給する小さな私設発電所がある。この地域から Alor Star までは、1955年に村びとによって作られた約5米幅の道路があって、毎日バスが通っている。この道路の開通が村の生活に与えた影響は大きく、バスが通うようになってからは、Alor Star までの買物や映画を見に行くことが容易になった。更に1963年末には、Alor Star から、この村を貫通して北上する新しい道路が政府によってつくられたが、この新道路は、完成後日が浅く、そこを自動車で通行するには、政府の許可を必要とする。

区の中心地である Alor Janggus は、郡(daerah) 役所の書類では、一つの独立した村と数えられている。しかし、実際は、そうではない。マレー人の考え方では、村 (kampong) は、同時にモスク (masjid) を中心とするイスラム教の一教区 (kariah, アラビア語の qarya) である。Padang Lalang 村の中央部には、一つのモスクがあり、マレー人の村びとは、原則として、毎金曜、礼拝のため、モスクに行かねばならない。しかし、Alor Janggus には、モスクはなく、大部分の住民は非イスラム教徒の中国人である。

行政組織の上でも、Alor Janggus は村ではない。Kedah 州は、10郡から構成され、

Padang Lalang 村の所在する Kota Star 郡には40の区 (mukim) がある。Padang Lalang 区には、Alor Janggus を除くと10カ村あり、郡には郡長、区には区長 (penghulu) がおり、区長までは、州の支配者 Sultan によって任命されるが、村長 (ketua kampung) は、一応選挙という形で、モスクでの会合の後に、村びとによって選ばれる。しかし、村長は、正式に Sultan の任命を受けず、俸給ももらわない。ただ、積極的に行政に協力した村長には、賞与が与えられる。Padang Lalang 村には、村長はいても、Alor Janggus には村長はなく、中国人仲間を代表する中国人の長 (ketua china) が存在するだけである。この中国人の自治体は、地縁に基づいたものではなく、Padang Lalang 村の隣接村に住む中国人も、この自治体に属しており、州政府の伝達事項は、村長または区長を通じて、中国人の長に伝えられる。従って、行政組織としては、Padang Lalang 村の村長が、一応 Alor Janggus 地域の首長と考えられるが、この場合、中国人は間接的に統治される形になり、マレー人と中国人の間には、同一村への共属の意識が乏しい。Alor Janggus を独立した一村とする郡役所の記録は、人口センサスのための便宜的な区画と考えられる。このような Padang Lalang 村の歴史は明白ではないが、ケダー州の稲作地帯の歴史は、大体100年位と推定され、マレー人農民が定着しはじめた1850年頃より人口と水田の面積は、約8倍に増加したといわれている。¹²⁾ 一古老の話によれば、マレー人の村落の部分は古いが、60年前、Alor Janggus には、マレー人と中国人の

表 11 現在地における居住年数 1964.10

	マレー人世帯		中国人世帯*	
		%		%
10 年 以 下	132	(63.4)	13	(17.3)
{ 5 年 以 下	89	(42.7)	9	(12.0)
{ 6 ~ 10 年	43	(20.7)	4	(5.3)
11 ~ 20年	50	(24.0)	9	(12.0)
21 ~ 30	12	(5.8)	9	(12.0)
31 ~ 40	3	(1.4)	22	(29.3)
41 ~ 50	1	(0.5)	14	(18.7)
51 ~ 60	1	(0.5)	8	(10.7)
61 ~ 70	1	(0.5)	—	(—)
71 ~ 80	2	(1.0)	—	(—)
81 ~ 90	1	(0.5)	—	(—)
91 ~ 100	0	(—)	—	(—)
101 ~ 110	0	(—)	—	(—)
111 ~ 120	1	(0.5)	—	(—)
不 明	4	(1.9)	—	(—)
計	208	(100.0)	75	(100.0)

*隣接する Kubang Siam 地域の居住者を含む

12) Ginsberg, N. & C.F. Roberts: op. cit., p. 198.

店が二軒あっただけである。このことは、中国人の Alor Janggus への定着年代（表11）を見てもうなずける。つまり、過去50年の間に Alor Janggus の中国人集落は形成され、区の中心地となった。

3 土地の所有状況

(1) 土地所有に関する法律

Padang Lalang 村のマレー人農家の土地所有状況について述べる前に、土地所有に関する法律的な面について、若干説明を加えておこう。Kedah 州の現行の土地所有制度は、1891年 William Maxwell によって Selangor 州に最初導入された Torrens 制度である。この制度は、約100年前に南オーストラリアの知事であった Roberts Torrens 卿によって考案されたものであり、二つの原則に基づいている。¹³⁾ 第一は、鉱物、木材、水、砂利などを含む土地に関する総ての権利は、土地が州の支配者である Sultan の名において、市民に譲与 (grant) されない限り、Sultan の手中にある。第二は、Sultan によって譲与された土地所有の名義は、郡役所内の土地事務所 (Pejabat Tanah) に登記されて、その書類の写しが所有者の手に渡される。このようにして、土地の所有者になったものは、所有地の譲渡権をもつことになる。

Kedah 州は、この制度を1932年に採用したが、Sultan より市民に譲与された土地は、割譲地 (alienated land) と呼ばれ、割譲されていない土地は、「州地」(state land) とされている。Sultan からの土地の譲与は、土地所有者が、Torrens 制度の導入前に、土地の開墾によって、獲得したものか、または Sultan より直接得たものである。

Padang Lalang 村のマレー人は、所有地の名義のことを「grant」と呼んでいる。残念ながら、土地所有者の何割が、どのようにして、何時、土地の所有権を獲得したかは明らかではないが、Torrens 制度が施行された1932年には、村内の殆んどの農地は開墾されていたと考えられる。

表 12 屋敷地所有状況 (Padang Lalang 村マレー人) 1964.10.

所 有 状 況			世帯数 (%)
所 有	{	個 人 所 有	63 (30.3)
		共 有	5 (2.4)
借 地	{	無 料	69 (33.2)
		Tumpang	19 (9.1)
		有 料	37 (17.8)
そ の 他*			12 (5.8)
不 明			3 (1.4)
計			208 (100.0)

*借家および官舎居住者

13) Gullick, J.M.: *Malaya*. N.Y.: Frederick A. Praeger, 1963. p. 57.

マレー人農地所有農家75世帯中、相続のみによって、農地を得た世帯は53世帯、相続と購入による場合は11世帯、購入のみによるもの11世帯である。相続された農地面積の総計は、370.5 re-long (約 259 acres)、購入された農地面積の総計は 193.75 re-long (約 135 acres) である。しかし、この総ての農地が村内にあるのではなく、村内の農地の総面積、それ自体が明白ではない。

(2) 共有地

ところで村内の土地の種類には三種のものがある。第一は、共有地としての村のモスクの敷地と墓地であり、第二は、庭を含めた屋敷地、第三は、水田である。

第一のモスクの敷地と墓地は、イスラム教徒のマレー人村民の共有地であり、中国人はこの場合、除かれる。この共有地の管理には、モスクの役員である「十人委員会」(orang sapuloh)¹⁴⁾ があたっている。これら以外の共有地は、この村にはない。

(3) 屋敷 (kampong または tapak rumah)

マレー人の屋敷の境は、竹垣や小さな溝ではっきり区画されている若干のものを除けば普通は、高床家屋の周囲に樹木が繁っていて一見、不明確であるが、村びとは、殆んど、自分の屋敷の境をよく知っている。屋敷の大きさは、約 1 re-long (0.71 acres) から 3 re-long (約 2.1 acres) まで、大小さまざまであるが、普通、一つの屋敷には、2～3の家が建ち、近い親族が共に住んでいる例が多い。

マレー人村民の間では、屋敷を所有または共有している世帯数は、全体の32.7% (68世帯) に過ぎない (表12)。他の67.3% (140世帯) は、屋敷を借用して、そこに自分の家を建てているか、灌漑局 (D.I.D.) や農業局の官吏または労務者や警官で、官舎や借家に住んでいる。このような官舎や借家を除けば、屋敷の借用 (sewa) には、四つの形式がある。第一は、無料で屋敷を借用し、庭の木になる果実を食べうる場合、第二は、無料で屋敷を借用しているが、庭の木になる果実を食べられない場合 (tumpang)、第三は、定額の借地料を毎年支払っている場合、第四は、定額の借地料を長期契約 (5～10年) によって前払いする場合 (pajak) である。この内、最も多い形式は第一の無料借地であり、次いで、有料借地、tumpang となり、pajak は一例しかない。

貸手は、必ずしも村内に住んでいるとは限らないが、貸手と借手の関係をみると (表13)、両者の間柄が親族である例が一番多く、67例 (53.1%) である。親族の内でも、貸手が借手の親である例が目立って多く、その大部分の場合、借地料は無料である。貸借者間の関係が親族である場合には、借手は、わずかな収入しかない農業労働者または魚行商人(26例)であるか、

14) 村のモスクの役員は、原則として、10名であるところから、その役員は、orang sapuloh と呼ばれている。その構成は、imam (礼拝の指導者) 2名、bilal (Khutba 説教をし、礼拝の時を告げる者) 2名、penghulu masjid (モスクの維持・管理責任者) 2名、katib (事務担当者) 2名、siak (雑務担当者) 2名の10名であるが、10名も役員がそろっている所は少なく、この村でも、imam とその代理人を除けば、他は一名ずつである。

表 13 屋敷地地主と借地人との関係 (Padang Lalang 村マレー人)
1964.10.

地主の借地人に対する関係	借 地 人			計
	無料	Tumpang	有料	
夫の親	10	—	5	15
妻の親	15	1	3	19
夫の同胞	—	—	—	—
妻の同胞	1	—	1	2
夫の祖父	2	—	—	2
妻の祖父	1	—	—	1
息子	2	—	—	2
親戚	14	—	12	26
マレー人(他人)	20	12	15	47
中国人	2	6	1	9
その他	1	—	—	1
不明	1	—	—	1
計	69	19	37	125

表 14 屋敷地 (Tapak Rumah) の借地代 (Padang Lalang 村 マレー人) 1964.10.

1 relong あたり借地代		地 主 の 借 地 人 に 対 す る 関 係					計
		夫の親	妻の親	他の親族	マレー人 (他人)	中国人	
米による 支払い	2 naleh	—	—	—	1	—	1
	3 naleh	—	1	—	—	—	1
	5 naleh	—	1	—	—	—	1
	6 naleh	4	—	11	7	1	23
	7 naleh	—	—	1	3	—	4
現金払い	M\$ 36	—	—	—	1	—	1
	M\$ 40	—	—	—	1	—	1
	M\$ 70	1	—	—	—	—	1
	M\$ 80	—	—	—	1*	—	1
	M\$ 90	—	—	—	1	—	1
	M\$ 100	—	1	—	—	—	1
	M\$ 120	—	—	1	—	—	1
計		5	3	13	15	1	37

*長期契約 (pajak)

5 relong (3.5 acres) 以下の耕地を自作または小作する零細農民 (23例) かである。tumpang の場合も同様である。

借地代の支払い方法としては、粳米 (padi) による現物支払い (sewa padi) と、現金支払い (sewa tunai) の二方法がある (表14)。最も安い借地代は、1 relong (約 0.71 acres) あ

たり、年に、現物の場合は、 粳米 2 naleh¹⁵⁾ (約 8 斗)、現金では M\$ 36¹⁶⁾ (4,320円) であり、最高は現物で 7 naleh (約 2 石 8 斗)、現金では M\$ 120 (14,400円) である。最も多いのは現物を 6 naleh 支払う sewa padi である。

1 naleh の粳米の価格は、大体 M\$ 9 であるから、6 naleh は、M\$ 54 になる。6 naleh の借地料は、水田 1 relong あたりの小作料の平均とほぼ同じである。

屋敷の借地代と貸借者の関係は、後述の農地の貸借の場合と同様、必ずしも、貸手が親族であるから、借地代が安いとは限らない(表14)。いずれにしても、屋敷地を所有している世帯が、総世帯数の30.3%であり、無料借地や tumpang のように、寄生的借地者の割合が多いのは注目に価する。しかし、この点については、親族の形態とも考え合わせて分析する必要があるので、他の機会に詳述することにする。

(4) 農地の所有状況

Kedah 州の農地(水田)は、その収量の差により、3等級に区分されている。Class I は、収量が 1 relong 当り粳米 2.5 kuncha¹⁷⁾ (400 gantang) 以上、Class II は、収量が 1 relong あたり粳米 1.5 から 2.5 kuncha (240~400 gantang)、Class III は、収量が粳米 1.5 kuncha (240 gantang) 未満の農地である。Padang Lalang 村の農地は Class I に分類されている。村内の水田は、Alor Janggus 川沿いの細長い集落の外側に並んであり、水田の一区画の大きさはまちまちであるが、かなり大きい。大体、0.5 relong (約 0.35 acres) から 4 relong (約 2.8 acres) 位である。

村内の農地は、必ずしも村内居住農家によって所有されているとは限らない。所有農地が、家から 3 マイルも離れたところにある例は多い。このような所有農地の分布状態は、農地の売買がかなり行われたこと、相続によって得た農地が、婚姻後の居住地移動のために、離れているということなどと関連している。

村内居住マレー人世帯の内、農地を所有しているのは、88世帯である。これは、マレー人の総世帯数208の42.3%にあたる(表15)。しかし、この農地所有世帯の内、農業に従事していない世帯数を除くと、農家の内、農地を所有している農家数は75世帯であり、総農家数135の55.6%にあたる。残りの農家数60世帯(44.4%)は、小作農家である。しかし、農地所有農家とはいえ、農家総数75世帯の内、47世帯(62.7%)は、6 relong 未満の零細な農地を所有するにすぎない。村内居住農家の所有農地面積の最も大きい例は、50 relong であるが、この地域に 62 relong の農地を所有する不在地主も一例ある。しかし、小作の割合がかなり多いのが目立ち、また 6 relong の耕地は、後述するように、現状においては、自作して、生活にゆとりを持つ程の収益を挙げうる規模ではないので、6 relong 未満の農地を所有している農家

15) 1 naleh=16 gantang=16 英ガロン=4 斗

16) M\$ 1=120円

17) 1 kuncha=10 naleh=160 gantang.

表 15 農 地 所 有 面 積 (Padang Lalang, マレー人)

1964.10.

農地所有面積	自作 +小作	自作のみ	自作 +貸出	自作+貸出 +小作 (または 貸出+小作)	貸出のみ	総 数 (%)
1 relong未満	—	1	—	—	—	1 (1.1)
1 ~ 2 未満	4	3	—	3	—	10 (11.4)
2 ~ 3	4	6	1	2	4	17 (19.5)
3 ~ 4	2	3	—	—	3	8 (9.1)
4 ~ 5	2	4	—	1	—	7 (8.0)
5 ~ 6	3	5	1	2	1	12 (13.6)
6 ~ 7	1	—	—	—	—	1 (1.1)
7 ~ 8	1	—	1	—	—	2 (2.3)
8 ~ 9	—	—	3	—	—	3 (3.4)
9 ~ 10	—	—	—	1	3	4 (4.5)
10 ~ 11	1	—	1	—	1	3 (3.4)
11 ~ 12	—	2	1	—	—	3 (3.4)
12 ~ 13	—	—	—	2	—	2 (2.3)
13 ~ 14	—	1	—	1	—	2 (2.3)
14 ~ 15	—	—	2	—	1	3 (3.4)
15 ~ 16	—	—	1	—	—	1 (1.1)
16 ~ 17	—	—	1	—	—	1 (1.1)
17 ~ 18	—	—	—	—	—	— (—)
18 ~ 19	—	—	2	—	—	2 (2.3)
19 ~ 20	—	—	—	—	—	— (—)
20 ~ 21	—	—	—	—	—	— (—)
21 ~ 22	—	—	—	—	—	— (—)
22 ~ 23	—	—	—	—	—	— (—)
23 ~ 24	—	1	1	—	—	2 (2.3)
24 ~ 25	—	—	—	1	—	1 (1.1)
25 ~ 30	—	—	—	1	—	1 (1.1)
30 ~ 40	—	—	—	1	—	1 (1.1)
40 ~ 50	—	—	—	1	—	1 (1.1)
総 数 (%)	18 (20.5)	26 (29.5)	15 (17.0)	16 (18.2)	13 (14.8)	88 (100.0) (100.0)
平 均	4.2 relong	5.2	12.3	11.9		

が、農地所有農家総数の半数以上も占めていることは、農地所有という観点からは、極めて、零細な農家が多いことになる。

4 経 営 規 模

経営規模別農家数は、表16の通りである。当然のことであるが、所有農地の少ない農家は、小作によって経営規模を拡大するから、所有農地の平均面積は 5.2 relong であるが、経営規模は、6.4 relong となって上昇する。この推移を、農家形態別に所有農地面積の平均と経営規

表 16 耕作面積別・自作小作別農家数 (Padang Lalang 村, マレー人)

1964.10.

耕 作 面 積	小 作	自作 +小作	自作のみ	自作 +貸出	自作+貸出 +小作 または 貸出+小作	総 数(%)
1 relong未満	—	—	1	—	—	1 (0.7)
1 ~ 2 未満	8	—	3	2	—	13 (9.6)
2 ~ 3	10	—	6	—	—	16 (11.9)
3 ~ 4	12	1	3	3	2	21 (15.8)
4 ~ 5	10	—	4	—	1	15 (11.1)
5 ~ 6	3	2	5	—	3	13 (9.6)
6 ~ 7	5	1	—	3	—	9 (6.7)
7 ~ 8	1	5	—	1	—	7 (5.2)
8 ~ 9	4	2	—	—	2	8 (5.9)
9 ~ 10	2	2	—	1	1	6 (4.4)
10 ~ 11	3	—	—	2	—	5 (3.7)
11 ~ 12	—	2	2	—	2	6 (4.4)
12 ~ 13	—	1	—	1	1	3 (2.2)
13 ~ 14	—	1	1	—	1	3 (2.2)
14 ~ 15	1	—	—	1	—	2 (1.5)
15 ~ 16	1	—	—	1	1	3 (2.2)
16 ~ 17	—	—	—	—	—	— (—)
17 ~ 18	—	—	—	—	—	— (—)
18 ~ 19	—	—	—	—	—	— (—)
19 ~ 20	—	—	—	—	—	— (—)
20 ~ 21	—	1	—	—	2	3 (2.2)
21 ~ 22	—	—	—	—	—	— (—)
22 ~ 23	—	—	—	—	—	— (—)
23 ~ 24	—	—	1	—	—	1 (0.7)
総 数	60	18	26	15	16	135 (100.0)
(%)	(44.4)	(13.3)	(19.3)	(11.1)	(11.9)	(100.0)
平 均	4.9 relong	9.1	5.2	7.6	10.0	6.4

模の平均とを比較してみると、次のようになる。

農 家 形 態	農家数	所有地平均	経営規模平均
小 作	60	0 relong	4.9 relong
自 作	26	5.2 "	5.2 "
自 ・ 小 作	18	4.2 "	9.1 "
自 作 ・ 貸 出 し	15	12.3 "	7.6 "
自作 ・ 貸出し ・ 小作	16	11.9 "	10.0 "

小作農家は必ずしも零細な経営面積を持つ農家ばかりとは云えないが (表16), 平均経営面積は, 最低であり, 次いで自作農家が低い。自・小作農家の平均所有農地面積は低い, 小作

によって、経営面積の平均は上昇している。所有農地を自作すると共に、貸出している農家の所有面積の平均は一番高いが、この範疇に入る農家は、農外収入があるために所有地を貸出している若干の例外を除けば、一般に、必要な収入を得る農地を耕作して、残りを貸出ししている農家である。しかし、この場合でも、後述する地主・小作関係の形態において見られるように、余分の収入が不必要であるから、農地を貸出しているのではない（40頁参照）。最後の所有農地を自作し、しかも貸出した上に、小作もしているという農家には、2種のものがある。この分類に入る18世帯の内の半数の所有農地面積は、6 relong 未満である（表15）。これらの零細農家は、農地に余裕があるから、農地を貸出しているのではなく、零細な所有農地が遠方にあるため、その農地を全部貸出し、近くより面積の広い農地を小作しているもので、実質的には、小作農家である。残りの半数は所有農地の一部を自作し、遠方の所有農地を貸出して、家から近い農地を小作している。

以上の5種類の農家形態のそれぞれの平均耕作面積が全体の平均耕作面積を越える場合は、自小作農家、自作・貸出し農家、自作・貸出し・小作農家の場合であり、自作農家と小作農家の平均耕作面積は、6 relong 未満である。上記の五つの形態の中で、小作農家の割合が最も多いが、地主・小作関係はどのような形で存在しているのであろうか。

5 地主・小作関係の形態

一般にマラヤ北部の農村には、三種の小作形態が見出される。第一は、sewa である。この小作形態には、屋敷地の場合と同様、小作料を粳米で支払う sewa padi と、現金で支払う sewa tunai の二つの型がある。第二は、pajak である。第三は、収穫物を地主と小作が分配する pawah であるが、これはマラヤの北東部 Kelantan 州に多く、Padang Lalang 村には見られない。

この村に見出される小作の形態と件数は、sewa padi 91, sewa tunai 25, pajak 2, 無料借地 6, 形態不明23, 計147であり、圧倒的に sewa padi の件数が多い。この147件の内、農地の貸手が村内居住者で、借手の居住地が不明の場合13件と、貸手が地域不明、借手が村内居住者の場合10件とを除いて、小作形態別に 1 relong あたりの小作料とその件数を示すと表17のようになる。

小作料は、圧倒的に sewa padi の 6 naleh のケースが多い。1 relong あたりの平均収量を 3 kuncha (30 naleh) とすると、6 naleh は収量のほぼ5分の1にあたる。

Kedah 州では、1955年から、一応、最高の小作料が、法的に規定されている。The Padi Cultivators Ordinance, No. 9. (1955)によれば、一年以上の農地貸借契約は禁止されており、契約は毎年更新されねばならない。小作料の最高額は、農地の等級により、Class I は 6 naleh/relong, Class II は 5 naleh/relong, Class III は 3 naleh/relong と定められているが、小

作者が同意すれば、小作料は収量の3分の1でもよいことになっている。従って、6 naleh が小作料として最も多いのも不思議ではない。

しかし、6 naleh または、これに相当する M\$54 以上の小作料も少なくなく、それは、土地貸借件数の30.5%を占めている(表17)。しかも、これらはすべて、農地貸借契約をした上で定められた小作料ではない。例えば、契約書の有無を66の貸借件数について調べた結果は、表18の通りである。この数値は、契約書の有無を確認しえた件数でしかないから、農地貸借件数全体について断言することはできないが、66件の内の54件(81.8%)が契約書に調印しておらず、しかも、小作料 6 naleh を越える場合も、6 naleh 未満の場合も、契約書の調印が行なわれていない。小作者の間には、小作料が上昇しつつあるという不満があるが、小作契約書に調印しない小作料 7 naleh 以上と、M\$ 60以上の件数が多いことは、小作料上昇の傾向を部分的に裏づけよう。この点については他の角度からも指摘できる。

農地の貸手と借手の関係には、三つの類型が見出される(表19)。第1は、貸借者の関係が村内居住の親子である「村内親子型」、第2は、貸借者が親子を除く親族で村の内外に分散居住している「親族分散型」と、第3は、貸手が村外に居住する他人(中国人を含む)である

表 17 小 作 形 態 Padang Lalaang 村・マレー人

1964.10.

貸手 借手 居住 地	小作料 無 料	Sewa padi					Sewa tunai								Pajak	計
		5 naleh	6	7	8	10	30 M\$	40	60	70	80	85	90	100		
P.L - P.L	5	3	31	6	—	—	—	—	2	2	—	—	2	1	1	53
P.L - P.L外	—	1	13	1	1	—	—	1	1	1	—	—	1	1	—	21
P.L外 - P.L	1	—	29	4	—	2	1	1	2	3	4	1	1	—	1	50
計	6	4	73	11	1	2	1	2	5	6	4	1	4	2	2	124
(%)	(4.8)	(3.2)	(59.1)	(8.9)	(0.8)	(1.6)	(0.8)	(1.6)	(4.0)	(4.8)	(3.2)	(0.8)	(3.2)	(1.6)	(1.6)	(100.0)

表 18 小 作 契 約 書 の 有 無 Padang Lalang 村・マレー人

1964.10.

貸手 借手 の別	契約 書の 有無	小作料	無	米 (naleh)				現 金 (M\$)						計
			料	5	6	7	10	30	60	70	80	90	100	
借手	有		—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	10
	無		2	2	25	5	1	1	1	1	3	1	1	43
貸手	有		—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	無		—	1	5	—	—	—	2	—	1	—	2	11
計			3	3	42	5	1	1	3	1	4	1	3	66

「村外他人型」とがある。それぞれの型の小作料を比べると、必ずしも「村外他人型」における小作料が高いとはいえない。表20は、特に村内居住の小作を中心に分析した結果である。つまり、貸手と借手が共に村内に居住するケース、借手は村内、貸手が村外のケース、計103件について、貸借者の関係と小作料を示すものであるが、親子型における小作料は、必ずしも、村外他人型の小作料よりも安いとは言えない。

不在地主の内、Padang Lalang 村内に最も多くの農地を所有するのは、村内の 62 relong(約 43.4 acres) の農地を 8 人に貸している例である。この地主は、村びとの話によれば、約 1000 relong (約 711 acres) の農地所有者であるが、村内にある 62 relong の小作料は 7 naleh/relong の 1 ケースを除けば、総て 6 naleh/relong である。この 62 relong だけの一年の小作料の総計だけでも、467 naleh (M\$ 4203=50万円) である。このような地代収入のある地主は、別に小作料を値上げする必要もないであろうし、また、法的な規制をも受け易い。

表 19 農地貸借者の関係 Padang Lalang 村マレー人 1964.10.

貸手 借手	貸手 借手	P.L	P.L	P.L	P.L	mukim 内	mukim 外	不 明	計
		P.L	mukim 内	mukim 外	不 明	P.L	P.L	P.L	
親	子	25	1	1	1	6	5	1	40
子	親	4	—	—	—	—	1	—	5
同 胞	同 胞	2	5	5	1	1	2	3	19
親 族	親 族	9	2	3	4	2	6	4	30
マレー人	マレー人	12	—	4	3	5	18	2	44
マレー人	中国 人	—	—	—	2	—	—	—	2
中国 人	マレー人	1	—	—	—	—	4	—	5
不 明	不 明	—	—	—	2	—	—	—	2

表 20 農地貸借者間の関係と小作料 Padang Lalang 村・マレー人 1964.10.

貸手 借手	居住 地	小 作 料	P.L					P.L 外				
			5n 以下	6n	7n 以上	M\$ 40 以下	M\$ 60 以上	5n 以下	6n	7n 以下	M\$ 40 以下	M\$ 60 以上
子			6	13	3	—	3	1	4	2	—	4
親			2	1	—	—	1	—	1	—	—	—
同 胞			—	2	—	—	—	—	2	1	—	—
親 族			—	7	1	—	1	—	4	1	1	2
他 人			—	8	1	—	3	—	14	2	1	6
中 国 人			—	—	1	—	—	—	4	—	—	—
計			8	31	6	—	8	1	29	6	2	12

表 21 親子間の農地貸借 (Padang Lalang 村・マレー人) 1964.10.

親の所有農地	居住地の遠近	6 naleh を こえるもの	小作 6 naleh	料* 6 naleh 未満	無料
7 relong 以上 (余裕あり)	同居	0	—	—	—
	近	14	1	6	3
	遠	1	—	1	—
7 relong 未満 (余裕なし)	同居	1	1	—	—
	近	3	1	2	—
	遠	3	3	—	—
不明		3	—	3	—

*現金払いの場合は, padi に換算

これに対し, 村内親子型の農地貸借関係の場合は, どうであろうか。不明 3 ケースを除く 22 ケースの内, 17 ケースは, 借手が耕作面積 7 relong 未満の零細な小作農家であり, その内 11 ケースは, 耕作面積 3 relong 未満である。貸手の親の方では, 所有農地を 7 relong 以上持ち, 一応経済的に余裕のある農家数は, 23 ケース中 15 ケースである。この数は, 村内で, 7 relong 以上の農地所有農家での内, 農地を小作に出している農家総数 (20) の 3/4 にあたる。農地の貸借者の関係が親子である場合は, 小作料が, 6 naleh (大体 M\$ 54) より低い場合と高い場合の両極端が見出されるが, このケースを, 親の所有農地面積と居住地の遠近とを考慮に入れながら, 分析するならば (表 21), 親の所有農地に余裕があると認められ, しかも親子の住居が近い場合には, 小作料は安く, その逆の場合には, 小作料は高い傾向 (最高 M\$ 90/relong) にある。

このように農地の貸借関係が親子の場合には必ずしも小作料は安くなく, むしろ, 親の経済生活に余り余裕がない場合, 農地の借手としての零細な小作農の子供は, 親の経済生活を援助する意味において, 高い小作料を支払う傾向が強い。

大地主は, 地代収入が多いために, 直接小作料を釣り上げるようには見えないが, 広い農地を占有するという事実そのものが, 余裕のない零細地主を圧迫する結果となり易く, 小作料を釣り上げる要因となっている。地主・小作が親子である場合には, 情的要素も絡んで, この傾向が端的に伺える。

Padang Lalang 村における地主・小作関係の特色は, 不在大地主の一例を除けば, 零細地主から零細な農地を借りて, 耕作している零細な小作が多い点にある。

6 農家収入

マレーシア連邦政府では, 一農家あたりの理想的な耕作面積を 10 relong (7.1 acres) としているが, 村内の農家では, どの程度の経営面積の農家が, どの程度の収入を得ているのであ

ろうか。農家形態，耕作面積，農外収入の有無（表22）などを考慮に入れながら，有意的にサンプルを選んで計算した農家収入の平均を示したのが後に示す表26である。

ここで取挙げたサンプルは，村内のマレー人農家全体の平均耕作面積 6.4 relong 未満の小規模小作農家40（専業29，兼業11）と小規模自作農家20（専業13，兼業7）並びに全体の平均耕作面積を越える農地を耕作する大規模小作専業農家8と自・小作農家9，村内の大規模耕作地主として平均 9.7 relong の耕作農家3と平均 20 relong の耕作農家2の合計8つのサンプル集団である。

最初に，表26の農家収入の計算方法について最少限必要と考えられる事柄について説明を加えておこう。

先ず収量について，農民は，普通，1 relong 当り 3 kuncha (480 gantang) の粳米 (padi)

表 22 耕作面積別・専業兼業別農家数 (Padeng Lalang 村・マレー人) 1964.10.

耕作面積	専業別			総 数
	専 業	農業が主	農業が従	
1 relong 未満	1	—	—	1
1 ~ 2 未満	6	1	6	13
2 ~ 3	12	—	4	16
3 ~ 4	14	4	3	21
4 ~ 5	13	1	1	15
5 ~ 6	12	1	—	13
6 ~ 7	8	1	—	9
7 ~ 8	6	1	—	7
8 ~ 9	7	1	—	8
9 ~ 10	3	3	—	6
10 ~ 11	5	—	—	5
11 ~ 12	5	1	—	6
12 ~ 13	3	—	—	3
13 ~ 14	1	2	—	3
14 ~ 15	2	—	—	2
15 ~ 16	3	—	—	3
16 ~ 17	—	—	—	—
17 ~ 18	—	—	—	—
18 ~ 19	—	—	—	—
19 ~ 20	—	—	—	—
20 ~ 21	2	1	—	3
21 ~ 22	—	—	—	—
22 ~ 23	—	—	—	—
23 ~ 24	—	1	—	1
総 数	103	18	14	135
(%)	(76.3)	(13.3)	(10.4)	(100.0)
平均耕作面積	6.4 relong	9.2	2.9	6.4 R

の収量があると答える。この収量は、マラヤではかなり高い。1 acre あたり 672 gantang となり、1960年の農業センサスによる Kedah 州の acre 当りの平均収量の2倍に近い。農民に最低収量を聞くと、1.5 kuncha/relong と答える。公式の記録としては州政府の収量調べ (crop cutting test) による統計がある。しかし、この CCT の方法は、かなりずさんなものである。先ず、区内に5カ所ばかり、生育期間6カ月の稲の田を選び、それぞれ次のように relong 当りの平均収量を算出する。

$$11\text{ft} \times 22\text{ft} \left(= \frac{1}{128} \text{relong} \right) \text{の収量} \times 128 - 10\% \text{ (畦の面積)} = 1 \text{ relong の収量}$$

この方法で5カ所の平均収量を出し、それに更に区長 (penghulu) の推定収量を加え、その平均を出す。ただし、この場合、区長の推定収量に5カ所の平均収量の20%を加える。このようにして計算された Padang Lalang 区の1962—3年度の収量が 2.7 kuncha (442 gantang) である。どの収量を平均値とするかについては問題があるが、収量は、肥料の投入量や稲の品種によって相当異なる。例えば、1963—4年末のある農家では、次のような収量を得ている。

Padi Burma ¹⁸⁾	早生	5.2 Kuncha (832 gantang)/relong
Padi Goeh	晩生	3.6 Kuncha (576 gantang)/relong
Intan Merah	晩生	3.4 Kuncha (544 gantang)/relong

この事例は、村の最高収量を示すものであるが、化学肥料の投入量は、ここ2、3年来急増しているので、一応、ここでは、村びとが平均と考える 3 kuncha/relong を平均収量として計算する。

労働雇用費もまた、まちまちである。しかし、田の荒おこし、田植え、刈入れを通じて、自力または「ゆい」(berderau)¹⁹⁾ によって済ます農家は、少ない。例えば、6 relong 未満の農地を耕作している自作並びに小作農60世帯の内、全然労働を雇用しない農家数は、その1/4にしか過ぎない。普通、一世帯に男女それぞれ1人の労働力があれば、少なくとも 3~4 relong (2.1~3.5 acres) 位までは、自力または「ゆい」によって、総ての主要な田仕事を行なうことが、十分に可能である。従って、労働の投入量という点からは、零細農家が、集約的な農法を営んでいるとは、いえないが、これには、他の事情もある。

例えば、水田の整地には、水牛犁 (tenggala) や水牛でひくローラーに似た整地用具 (penggiling) が用いられるか、トラクターの賃耕が行なわれるかである。零細農家には、水牛の所有者は少なく、水田整地は、水牛の賃借りか、水牛所有者を雇うか、トラクターの賃借りのいずれかで、行わねばならない。整地期間の水牛の賃借り代は、その期間の長さによって異なるが、現金で M\$ 100前後、粳米では 10~17 naleh である。水牛所有者に対する労賃は、

18) 稲の品種については、農民が適当な名を、つけるので、正しい名は解らない。

19) berderau には、幾つかの形式があり、それは急変しつつあるが、これについては、他の機会に詳述する。

relong 当り M\$ 15~25, トラクターは1961年より使用されているが, その賃耕には relong 当り M\$ 8-10 が支払われる。零細農民が整地にかなり支出しているのは, 上記の理由による。

田植えは, 女性の仕事であり, 「ゆい」(berderau) も行なわれるので, 零細農の支出は少ないが, 農地が大規模になるにつれて, 一群の女性を大体 relong 当り M\$ 7 前後で雇う傾向が強い。刈り入れと脱穀には, タイ領の Patani や Kelantan から出稼ぎ労働者もやって来るが, 大体, relong 当りの労賃は M\$ 20 前後である。

化学肥料が使用されはじめたのは, 1958年頃よりと云われているが, 1963年から, 州政府の農業局で, 現金購入者に, 20%の割引きで肥料を供給しはじめ, その利用者は, 急増している。例えば, 政府供給肥料の購入者は, 1963年には22名, 1964年には46名である。この数は, 総農家数の1/3にしか過ぎないが, 化学肥料は殆んどの農家で利用されている(表23)。

一般に古くから用いられている肥料としては, 村びとが baja bukit(BB) と呼び, 近くの岡でとれる「こうもり」の糞(tahi kelalawar) がある。政府の供給する化学肥料は, baja cham-
poran (窒素, 燐酸, カリ肥料の混合) と baja urea (尿素と硫安) である。一般小売店で購入できるのは, baja gula (硫安) である。表23でも明らかなように, 耕作面積が大きい程, 使用される肥料も多いが, baja bukit の使用率は, 零細農に多い。一般小売店から baja gula (BG) を購入する割合も, 耕作面積が小さい程, 高くなる(表24)。政府購入の割安の肥料を零

表 23 肥料使用状況 (Padang Lalang 村・マレー人) 1964. 10.

	サンプ ル 数	一種の み使用	二種以上使用 BBを 含む	BBを 含まず	不 明
小 作 (小規模・専業)	20	11	3	6	—
小 作 (小規模・兼業)	7	4	1	2	—
自 作 (専 業)	11	7	—	4	—
自 作 (兼 業)	4	1	1	2	—
小 作 (大規模・専業)	6	2	—	4	—
自 小 作	7	2	—	4	1
耕作地主 (自作+貸出し)	2	1	—	1	0

表 24 BB および BG 使用農家(合併用) (Padang Lalang 村・マレー人) 1964. 10.

	サンプル数	B.B使用 農 家	B.G使用 農 家
小 作 (小規模・専業)	20	3	11
小 作 (小規模・兼業)	7	2	6
自 作 (専 業)	11	0	4
自 作 (兼 業)	4	1	3
小 作 (大規模・専業)	6	0	2
自 小 作	7	0	3
耕作地主 (自作+貸出し)	2	0	1

細農民が購入しないのは、それが、現金払いであり、またその購入には、耕作面積を示す小作契約書か、所有農地の登記書類の写しを必要とするからである。しかし、既に指摘したように、農家は小作契約を余り行なわず、相続された農地の名義変更も厳密に行なわないので、たとえ、現金を所有していても、政府供給の割安肥料が購入できないという事態が生ずる（表25）。零細農の大部分は、中国人の店から、「つけ」で肥料を購入し、収穫後に、粳米を現物で支払う（padi timor）場合が多い。

その他の農業支出として、土地税 M\$ 0.75/relong と水利費 M\$ 2.25/relong を土地所有者は、土地事務所に支払わねばならない。この他に、宗教上の義務として、農民は、収量の1/10を zakat として州政府の宗教局に支払わねばならない。これについて、論及すべき幾つかの問題があるが、大体、農民が interview で答えている収量の1/10は、zakat として、州政府の宗教局と他の人人に与えられているので、支出としては、農民がわれわれに知らせた収量の1/10を zakat としている。

農業収入の計算に際しての収量の換算率としては、粳米価が、時期によって異なるので、その変動価格の平均をとり、1 naleh (16 gantang) を M\$ 9 として計算している。政府の統制価格も、ほぼこれと同じである。粳米の価格の変動の幅は広く、早生の刈入れの初期12月中旬は、10 naleh (1 kuncha) M\$ 65、晩生の収入れ時の1月には M\$ 80、整地はじめの5月に M\$ 95、田植えの7月中旬に M\$ 100、田植えも済む9月中旬から10月頃には M\$ 120 位になる。

表27の農家収入は、このようにして、算出されたおのこのサンプル集団の収入の平均である。これらのサンプル集団の平均農業収入は、耕作面積の規模と比例をするが、農外収入を加算すると、小規模専業農家の収入は、耕作面積の大小にかかわらず、農外収入のある小規模兼業農家の収入より低い。

聞き取り調査によれば、5人家族の農家が1カ月の生活に必要とする最低支出額は、M\$50 前後である。その年額は、M\$ 600 であるから、この経費を農業収入のみによってまかなうに

表 25 肥料の購入方法 (Padang Lalang 村・マレー人) 1964.10.

	サンプル数	中国人から		政府または S.K.S. (協同組合)
		米払い	現金	
小 作 (小規模・専業)	20	18	2	—
小 作 (小規模・兼業)	7	6	1	—
自作 (専業)	11	7	2	2
自作 (兼業)	4	4	—	—
小 作 (大規模・専業)	6	3	1	2
自作 小 作	7	3	1	3
耕作地主 (自作+貸出し)	2	1	—	1

表 26 類型別農家の収入(平均)(Padang Lalang 村, マレー人)

1964.10.

	耕作地主 (自作+貸出 +小作)	耕作地主 (自作 +貸出)	自作	小規模 (大規模・専業)	自作 (小規模・専業)	自作 (小規模・兼業)	小規模 (小規模・専業)	自作 (小規模・兼業)
グループ設定の基準耕作面積	20 relong	9r以上 11r未満	7~10	8~10	1~6	1~6	1~5	1~5
サンプル数	2	3	9	8	13	7	29	11
世帯負数	5.0人	5.3	6.6	5.0	4.9	4.6	5.1	5.0
労働力(男)	1.0人	1.7	1.4	1.3	1.2	1.3	1.1	1.2
〃(女)	0.5人	1.3	1.2	0.9	1.2	1.0	1.1	0.5
平均耕作面積	20.0 relong	9.7	7.8	9.0	3.3	3.0	2.8	2.4
平均収穫高	60.0 kuncha	29.1	23.0	27.0	9.9	9.0	8.4	7.2
借地	5.0 relong	—	4.7	9.0	—	—	2.8	2.4
小作料	325 M\$	—	239	506	—	—	149	121
貸地	25.0 relong	5.3	—	—	—	—	—	—
地代収入	1,470 M\$	216	—	—	—	—	—	—
労働荒おこし	250 M\$	30	20	0	25	43	31	54
雇用田植	140 M\$	41	18	40	1	8	2	9
刈り入れ	430 M\$	147	131	169	12	23	20	34
肥料代	不明M\$	204	94	203	59	48	64	82
その他の農業支出	—	—	—	—	—	18	—	—
Zakat	450 M\$	198	155	145	82	71	63	49
租税	120 M\$	45	11	—	10	9	—	—
農業収入計 (含地代収入)	5,155 M\$	2,170	1,438	1,327	702	590	427	299
農外収入	1,500 M\$	—	317	—	—	356	—	1,050
総収入	6,655 M\$	2,170	1,755	1,327	702	946	427	1,349

は、少なくとも 3.3 relong の自作農家でなくてはならず、それ以下の場合には、何らかの農外収入を必要とする。しかし、表26の農業収入は、収量や換金率においてかなり多めに見積っている上、1カ月に必要な最低月額 M\$50 は、主に食生活に必要な最低額に近いので、実際問題として、不足のない収入をうるための耕作面積は、もっと大きい。

例えば、耕作面積 1~6 relong の小規模農家のサンプル29の内、1963年度に、一年の保有米も充分にあって、借金を全然しなかった農家数は、わずか3世帯である。この3世帯は、世帯員数2~3人で、かなりの集約農法を行っている。他の26サンプルでは、保有米は充分にあっても、借金または「つけ」で品物を購入して、収穫期に粳米で借金を支払っている (padi timor), 現状において借金をせずに済む程度の収入を農業から得るには、少なくとも 7 relong (4.9 acres) の耕作面積が必要である。

7 農民の負債と金融

農家の負債または緊急時の資金の調達方法としては、① padi timor (または padi kuncha),

② jual pokok padi, ③ pajak ④ gadai, ⑤ jual janji の5つの方法がある。

最も頻繁に行なわれるのは、第1の padi timor である。padi は粳米、timor は東を意味するが、東風が吹きはじめる乾燥期の収穫時に、「つけ」で得た品物の代価を粳米で支払う方法である。しかし、現金を借金した場合にも、この方法がとられる。この場合、普通、M\$100 未満の一カ月の借用には、M\$ 4 の利子がつくといわれるが、利子の計算法は決して明確なものではない。一定の金額をどの程度の期間借用すれば、利子はどの位かという問に、はっきり答える農民は、ごく一部であって、たいてい、何時頃からどの程度の金額を借りて、収穫期に、利子を含めてどの位返済したと答える。従って、利子率は計算できないが、現物を借用した場合には、M\$ 100 相当の現物に対して、利子は、粳米 4 naleh (M\$ 36 相当) から 10 naleh (M\$ 90 相当) であり、現金 M\$ 100 に対し、利子は、M\$ 30 から M\$ 60 位である。この利子額の高低は、ほぼ負債期間と比例するのではないかと想定されるが、債権者と債務者の間柄によっても、利率は上下するので、一般的に、利子率はどうだとはいえない。

第2の jual pokok padi は、緊急に金を必要とする場合に用いられる方法で、田植えしたばかりの稲を売る方法である。この場合、売り手は、1 relong あたりの稲を、M\$ 100~135 位で売るから、粳米価格の半値以下となる。買い手は、この稲の世話をして刈入れる。

第3の pajak は、土地の長期貸借（5~10年）の方法であるが、この方法は、貸手がまとまった金額を必要とする場合に用いられる。従って、小作料は、比較的安く、pajak では、小作が有利である。pajak での小作料もまちまちであるから、はっきりしないが、一例を挙げると、5 relong の農地が、7年契約で M\$ 2100 で pajak されると、貸手には、一度に M\$ 2100 が入り、借手にとって、年に 1 relong あたりの小作料は、M\$ 60 となる。²⁰⁾ 1955年には、かんばつで大変な不作だったといわれるが、その時には、多くの人が、農地を pajak で貸し出したといわれる。

第4の gadai とは、農地の耕作権を債権者にゆずって、一定額の金を一定期間借用する方法であり、借金を返済するまで、債権者が土地を耕作する。この場合、返済には利子をつけない。

第5の jual janji では、農地の所有権を担保として、一定の期間、一定金額を借用する方法であるが、借金が返済されるまで、債権者は耕作権をもち、その耕地を更に小作に出すこともできる。もしも、借用期限内に借金が返済されない場合には、土地の所有権は債権者に移る。しかし、借用期間中、債務者は、小作として、その農地を耕作することができる。

上記の5つの負債または資金調達の方法の内、農家が最も頻繁に利用するのは、padi timor

20) relong 当りの一年の小作料 M\$ 60 は、かなり高いように思われるかも知れない。しかし、物価の上昇と小作権の長期安定、それに小作地を新しく確保することの困難な現状を考慮に入れると、割安である。つまり、M\$ 60 を割安と考えると、pajak をするという点に、小作料が実質的に 6 naleh 以上になっていることを示すものであろう。

である。そして、殆んど例外なく、貸付者は、中国人商店主である。

耕作面積 6 relong 未満の農家では、衣食や肥料の購入のために借財するが多い。借金をしていることを確認し得た29ケースの内、1963年の padi timor の借用額（利子を含めず）M\$ 100 未満は2, M\$ 100 以上300未満は18, M\$ 300 以上500未満は9である。この内、1年分の保有米を充分残しているのは、3分の1にあたる10ケースのみであり、他の19ケースについては、水田整地のはじまる5月から田植えの最中の8月末までの間に保有米を食べつくして米を買いはじめるものが9, 田植えの末期9月から収穫前の11月末までの間に米を買うものが10ある。padi timor で負債をすれば、収穫後に粃米で借金を返済するから、保有米の量は、収穫を一定とすれば、年々減少する。それに、婚姻や葬式の時の社会的必要による出費があれば、負債は増加し、ついには、農地を手放すことになる。

耕作面積 8~10 relong の農家においても、負債をしている農家は少なくない。例えば、6ケース中、M\$ 300 以上500未満のもの4, M\$ 600 は1, M\$ 1000 は1ケースである。しかし、これらの負債の目的は、肥料の購入や労働の雇用費や、ラジオその他の品物購入のためであって、小農家の場合のように、生活に必要な食料購入のためではない。

多額の金額を一時に借用する gadai や jual janji は、個人の享楽、メッカへの巡礼、土地の購入などの場合に行われるが、このケースは少ない。小さな店を開くために gadai をしたというケースがあるが、jual janji のケースは殆ど確認できない。それは、次の理由によるものである。

一般に、金貸しは、中国人によって行なわれるといわれている。事実、確認し得た padi timor の場合は、殆ど中国人によるものであるが、マレー人の富裕農家から金を借用するという例もないではないらしい。イスラム教では、利子（bunga）をとることは、罪（haram）と考えられているので、利子をとることは、保守的なこの地方では、強く非難される。従って、マレー人の富裕農家は、金を貸したがらない。貸すとすれば、fiction の形で金銭の貸借が行なわれる。しかし、それにしても内密裏に行なわれているので、実態は不明である。

このような状況を改善するために、政府は農業協同信用組合を村びとが自ら結成する運動をおこなっているが、経済的・社会的・宗教的諸要因のために、余り効果を挙げていない。これについては、他の機会に詳述する。現段階においては、マレー人の零細農家にとって、中国人商店による金銭の融通は不可欠である。

8 農地の相続

マレー人農家の内、44.4%は農地を所有しない小作農家であり、しかも、農地所有農家の68.7%は、所有面積 6 relong 未満の零細農家である。所有農地の零細化については、人口が急増しているのに対し、開拓される土地が周囲にないこと、州内には未開拓のジャングルがあり、政府の開拓奨励と援助があっても、耕地を最も必要とする零細農家は、その資力をもたず、また、政府官吏と折衝する能力をもたないこと、農業以外の職につく機会が殆どないこと、地

代が高くなり、その購入が困難となってきたこと、などの諸要因にもよるが、極めて重要な社会的要因の一つは、相続の形態である。

この地域には、イスラム法による相続とイスラム教伝来以前に存在していたといわれるadat (慣習法)による相続との二つの相続形態がある。イスラム法による相続には、極めて複雑な規定があり、個別的な事例によって、相続の仕方は異なる。例えば、夫が死亡した場合、妻は夫の財産の8分の1をとり、残りは子供に分配されるが、その際、娘は息子の2分の1を取得する。これに対し、adat の場合は、子供の性別にかかわらず均分に相続される。

この二つの相続形態のいずれによって、親の遺産を相続するかは、遺族の定めるところである。一般に、イスラム教は強くても、相続や婚姻の形態には、イスラム教以前の adat が強く残存しているといわれるが、この実状について分析してみよう。

マレー人世帯主夫妻359名を、農地の相続を受けた者、親が活着しているために、親の遺産を未だ相続していない者、全然相続しておらず、またその可能性もない者に区分すると、それぞれの割合は、21.4%、17.0%、60.2%である。このように、全体の6割の場合において、親は、子供に残すべき農地を持たない(表27、28)。

農地の相続を受けた者の内で、相続の形態が明らかである36ケースについて、分類を行なうと、イスラム法による数と、adat による数はほぼ同じである(表29)。

この36ケースについて、親の農地所有面積と相続の形態とを考慮してみると、親の農地所有面積が大きくなる程、イスラム法による相続の数が多くなる(表30、31)。しかし、いずれの相続方法によろうと、子供に分配されると、通常、農地所有面積は細分化される。

農地未相続者61名の内、41名について、adat による相続の可能性をみると、7 relong 以上の農地を相続し得る可能性を持つ者は、わずか2ケースであり、残りの39ケースは、いずれも5 relong 未満、3 relong 未満の農地相続可能者は、27名である。6 relong の農地でも5人世帯が生活に必要な収入を挙げ得ないのであるから、この41名の殆んどは、他に耕作し得る農地もなく、また農外収入もなければ、一家を支える十分な収入源を持たないことになる。

事実、adatによる相続は行き詰りに来ていることを示す興味ある3つのケースがある。それ

表 27 農地の相続 (Padang Lalang 村, マレー人) 1964.10.

	男 (%)	女 (%)	計 (%)
相続あり	42 (24.6)	32 (17.0)	74 (20.6)
分配ケース	2 (1.2)	1 (0.5)	3 (0.8)
未相続	30 (17.5)	31 (16.5)	61 (17.0)
相続なし	95 (55.5)	121 (64.4)	216 (60.2)
不明	2 (1.2)	3 (1.6)	5 (1.4)
計	171 (100.0)	188 (100.0)	359 (100.0)

(註) 戸主夫妻についての調査

表 28 出身地別農地相続の有無* (Padang Lalang 村・マレー人)

1964. 10.

	出 身 地	相続あり	分 ケ	配 ス	未 相 続	相続なし	不 明	計
男 子	Padang Lalang 村	31(27.0) [%]	1(0.9) [%]	23(20.0) [%]	60(52.1) [%]	—	—	115(100.0) [%]
	Padang Lalang 村以外	11(21.2)	1(1.9)	7(13.5)	33(63.4)	—	—	52(100.0)
	不 明	—	—	—	2	—	—	2
女 子	Padang Lalang 村	18(19.6)	1(1.1)	19(20.7)	53(57.5)	1(1.1)	—	92(100.0)
	Padang Lalang 村以外	14(14.9)	—	12(12.8)	68(72.3)	—	—	94(100.0)
	不 明	—	—	—	—	2	—	2

*戸主夫妻に関する調査

表 29 農地相続の形態 (Padang Lalang 村・マレー人)

	男	女	計
イ ス ラ ム 法	11	8	19
adat	11	6	17
そ の 他	5	1	6
不 明	15	17	32
計	42	32	74

表 30 イスラム法および adat による農地相続者の父母の
所有農地面積 (Padang Lalang 村・マレー人) 1964. 10.

父母の所有農地面積	イスラム法による者	adat による者
10 relong 未満	3	6
10 ~ 20未満	4	5
20 ~ 30〃	4	2
30 以 上	4	1
計	15	14

表 31 父母の所有農地面積と子の相続面積 (Padang Lalang 村・マレー人) 1964. 10.

			ケ　　ー　　ス										平　　均	
男	イスラム法	{子の相続面積 父母の所有面積	(11 35	(8 38	(8 20	(6 45	(4 25	(4 20	(2.5 12	(1 6.5				5.6 25.1
子	adat	{子の相続面積 父母の所有面積	(5 40	(5 20	(3 20	(3 18	(3 15	(2 10	(2 10	(1.5 6	(1 4	(1 4	2.7 14.7	
女	イスラム法	{子の相続面積 父母の所有面積	(5.5 13	(5 40	(3 9	(2 18	(1.5 24	(1.5 8	(1.5 8				2.9 18.6	
子	adat	{子の相続面積 父母の所有面積	(2.5 5	(2 8	(1.5 14	(1 2							1.8 7.3	

表 32 農地未相続者について adat による場合の相続の可能性
(Padang Lalang 村・マレー人) 1964.10.1

	男	女
1 relong 未満	4	3
1 ～ 2 relong 未満	7	7
2 ～ 3	2	4
3 ～ 4	2	4
4 ～ 5	3	3
5 ～ 6	—	—
6 ～ 7	—	—
7 ～ 8	1	—
8 ～ 9	—	—
9 ～ 10	—	—
10 ～	1	—
不 明	10	10
計	30	31

は、親の所有地を子供の間に分配せず、adat の均分の原則を守りながら、子供一人が耕作して、小作料を残りの兄弟姉妹に分配するケースである。このような実情から、adat やイスラム法による農地の細分化をまねく相続形態は、望ましいものではないと考える村びとも存在するけれども、農業以外に安定した収入がないとすれば、最も安定した財産である農地を少しでも確保したいという考えが強いのは、無理もない。従って adat による相続形態が根強く残っているのも、単に、それが伝統的な慣習というだけでなく、同時に、上述して来た経済的条件によって支えられているともいえよう。

9 む す び

人口増加による圧迫と相続の形態によって、マレー人農家の農地所有面積は、極度に零細化している。しかも、高利による負債の悪循環によって負債は増大しやすい状況にある。農外収入が少ないので、農地を手放し、小作や農業労働者が増大する傾向も弱くない。小作農家が総農家数の44.4%を占めており、耕作面積6 relong 未満の農家が58.7%も存在するのは不思議ではない。安定した収入のない農業労働者世帯が、総マレー人世帯数208の内、44世帯(21.1%)もある。

Padang Lalang村の状態が、Kedah 州の稲作農村の典型であるかどうかは、更に調査する必要があるが、この村より更に経済事情が悪い村も少なくないといわれている。未だ農民は、自らの貧困を強く自覚していない状態にある。しかし、ともすれば、マレー人農民の貧困は、中国人のせいであるといわれたり、またマレー人農民の間でも、持てる者と持たざる者の間に、政治的諸問題も絡んで微妙な対抗意識が、芽ばえつつあるが、この傾向は、マレーシアの政治的安定、経済成長のためには軽視できない事柄である。マレー人農民には、もっと農民の現状を知った上での積極的な政府の援助対策が必要であるように思われる。